

「郵政政策部会決定の廃止・制定」について

令和 6 年 6 月 24 日
情報通信審議会事務局

○郵政政策部会における委員会の設置（案）

令和六年※月※日

情報通信審議会郵政政策部会決定第※号

本審議会の所掌事務のうち本部会がつかさどる調査審議を促進するため、情報通信審議会議事規則第十一条第十二項の規定により、本部会の審議すべき事項を分割して調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称及び所掌

1 郵便局活性化委員会

郵便局の利便性向上の在り方に関する事項

2 郵便料金政策委員会

郵便料金に係る制度の在り方に関する事項

二 組織等

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理をおくことができる。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることが

できる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。

附 則

1 郵便局活性化委員会の設置（平成三十年二月十四日情報通信審議会郵政政策部会決定第一号）は、廃止する。

2 郵便局活性化委員会の設置の一部改正（令和五年二月二十日情報通信審議会郵政政策部会決定第二号）は、廃止する。

赤字傍線部分は、現行の部会決定（令和五年二月二十日情報通信審議会郵政政策部会決定第一号）により改正された平成三十年二月十四日情報通信審議会郵政政策部会決定第一号に追記する内容

○郵便局活性化委員会の設置

平成三十年二月十四日

情報通信審議会郵政政策部会決定第一号

(令和五年二月二十日決定第二号 一部改正)

本部会に郵便局の利便性向上に関する専門的な事項を調査するため、次の委員会を設置する。

一 名称

1 郵便局活性化委員会

二 構成

1 主査を長とし、部会長の指名する委員、臨時委員又は専門委員をもって構成する。

2 主査は、委員、臨時委員又は専門委員の中から部会長が指名する。

3 委員会には、主査を補佐して調査の進行を助けるために主査代理を置くことができる。

4 主査代理は、委員、臨時委員又は専門委員の中から主査が指名する。

5 主査に事故があるときは、主査代理がその職務を代理する。

三 関係者の出席等

1 主査は、調査を進めるに当たって必要と認めるときは、関係者に対し出席を求め、説明又は文書等資料を提出させることができる。

2 その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮り定めることができる。